［４　略］

５　第三項の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第一号ホを除く。）」と、同項第二号中「四〇〇㎒リワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては、八〇〇㎒リワット以下）」とあるのは「二〇〇㎒リワット以下」と読み替えるものとする。

６～９　［略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　略］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

［１～５　略］

６　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備

［⑴　略］

⑵　第49条の６の12第１項に規定する陸上移動局の無線設備

ア　チャネル間隔が５MHzのもの　５MHz

イ～ス　［略］

セ　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてイからシまでに定める値

ソ　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値（ただし、ローカル５Ｇの無線局の無線設備にあつては、イ又はエに定める値。）

⑶　第49条の６の12第２項に規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備

［ア～カ　略］

［４　同上］

［新設］

５～８　［同上］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　同左］

第12　［同左］

［１～５　同左］

６　［同左］

［⑴　同左］

⑵　［同左］

［新設］

ア～シ　［同左］

ス　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからサまでに定める値

［新設］

⑶　［同左］

［ア～カ　同左］